

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	秋田県湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	三梨地区 (中野、清水小屋、下宿、御嶽堂、森田、上宿、百目木、大沢、新処、堀、樽木、上久保、京政、宮田、羽竜、飯田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少している。また、法人内においても高齢化が進行している。
- ・賃借料の差が農地集約の障害となっている。
- ・土地利用型作物の作付けが多い。

主な作物: 水稻、大豆、飼料作物、三梨牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人が連携し効率的な作業環境を整える。
- ・法人が経営力を高め、若い人を雇用し、持続可能な地域農業を目指す。
- ・若い人が参入できる環境を整える。
- ・三梨牛を守っていくため、地域外の担い手であっても受入れることも必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	486.79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	486.79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地の集積、集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積、集約を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズや地区の状況を踏まえ、農用地の大区画化等のための基盤整備事業を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や三梨牛生産者を確保し、農地を維持していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため防除作業は、農業法人や防除組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ツキノワグマやイノシシ等の被害が拡大しないよう電気柵等の設置を推進する。
- ②減農薬・減肥料の取り組みに力を入れる。
- ③農地の条件に合わせたスマート農業を検討する。
- ⑦地域全体で保全・管理に取り組む。
- ⑧地域の乾燥調製施設等を活用していく。
- ⑨三梨牛生産推進のためにも耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。